

9月2日協議会 説明要旨（要点）

3 ページ

利便増進実施計画について、8月8日、国へ認定申請しましたが、認定結果は、まだ来ていません。（1か月ほどかかる。）

本来であれば、認定結果が来てから、協議会を開催すべきですが、それでは、計画変更認定の申請（9月10日期限）に間に合わないため、本日の協議会開催となりました。

本日の会議では、

「計画が認定された後の変更内容」を中心に説明しますが、

あわせて、

「計画が認定されなかった場合の変更内容」も説明します。

<裏面に続く>

<表面から続く>

計画が認定された場合

8ページ：項目11～13

車両購入への補助金を「今年度に受ける」ことについて、記載

35ページ：令和7年度予算（案）

歳入：車両購入国補助金の追加（一括分215万7千円追加）
：車両購入国補助金の削除（償却分7万1千円減）
：車両運行国補助金の拡充（245万5千円追加）
歳出：上記（歳入変更分）の追加（454万1千円追加）
：マップ作成料の変更（事業費+5万円、予備費▲5万円）

計画が認定されなかった場合

19ページ：項目11～13

車両購入への補助金を「翌年度以降に受ける」ことについて、記載

36ページ：令和7年度予算（案）

歳入：車両購入国補助金の削除（償却分7万1千円減）
歳出：上記（歳入変更分）の減（7万1千円減）
：マップ作成料の変更（事業費+5万円、予備費▲5万円）